

契 約 書

長崎市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、道路照明灯修繕の単価に係る契約を次のとおり締結する。

（修繕契約の名称等）

第1条 この契約の修繕は次のとおりとする。

- （1）件名 道路照明灯修繕（単価契約）
- （2）履行場所 長崎市内一円
- （3）修繕の概要 別冊設計図書のとおり
- （4）契約方法 単価契約

（契約単価）

第2条 第1条の修繕に要する契約単価は（別表）のとおりとする。

（契約保証金）

第3条

（履行期間）

第4条 第1条の履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（修繕の方法）

第5条 受注者は、前条の履行期間中において発注者及び保守管理業者の発注の都度、発注者が指定する期限までに設計図書（仕様書、図面）により道路照明灯の修繕をするものとする。

（一般的損害）

第6条 修繕目的物の引渡前に、修繕目的物又は修繕材料について生じた損害その他修繕の施行に関して生じた損害（次条第1項又は第2項に該当する損害を除く。）は受注者の負担とする。

ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

この場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、発注者と受注者で協議して発注者の負担額を定めるものとする。

（第三者に及ぼした損害）

第7条 修繕の施行に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定めるものを除くほか、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては発注者がこれを負担する。

2 修繕の施行に伴い通常避けることのできない地盤沈下、地下水の枯渇等受注者の責めに帰さない理由により第三者が損害を受けたときは、発注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち修繕の施行につき受注者が善良な管理者の注意を怠ったことにより生じたものは、受注者がこれを負担する。

3 前2項の場合その他修繕の施行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（検査）

第8条 受注者は毎月の出来高を発注者に通知し、検査を受けなければならない。

2 発注者又は検査職員は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して10

日目を末日（10日目が休日の場合は休日明けを末日）として、修繕の完了を確認するための検査を完了しなければならない。

（再履行）

第9条 発注者は、受注者が前条第1項の検査に合格しないときは、期限を指定して再履行を命ずることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により再履行を命ぜられたときは、直ちに再履行しなければならない。この場合において、再履行が終了したときは、発注者に届け出て、その検査を受けなければならない。

（契約金額の支払い）

第10条 受注者は、第8条又は第9条の規定による検査に合格したときは、当該月の実績数量に契約単価を乗じて得た額（1円未満切捨て）に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（1円未満切捨て）の支払いを発注者に対して請求することができる。

- 2 受注者は、指定された日までに履行することとされている業務に係る代金を請求する場合において、日々履行することとされている業務に係る代金があるときは、当該代金と合算して請求するものとする。

- 3 発注者は、受注者から第1項による適法な請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、代金を支払わなければならない。

（契約の変更等）

第11条 発注者は必要があると認めるときは、この契約の内容を変更し、又は業務の履行の中止をすることができる。

- 2 前項の場合において、受注者に損害を与えたときは、その損害賠償について、発注者と受注者で協議のうえ定めるものとする。

（契約不適合）

第12条 受注者は、第8条の検査に合格した後においても、一ヶ年は施工の不良に起因する破損並びに故障の場合は、無償で再修繕するものとする。

（発注者の催告による解除権）

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、指定期日までに履行することとされている業務が完了しないとき又は指定期日後相当の期間内に業務を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 過失により業務を粗雑にしたと認められるとき。
- (4) この契約の履行に関し、受注者、受注者の使用人又は代理人が不正又は不誠実な行為をしたと認められるとき。
- (5) 法令等に基づき配置しなければならない業務責任者等を配置しなかったとき。
- (6) 正当な理由なく、第9条第1項の再履行がなされないとき。
- (7) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条各号（第2号を除く）の規定に違反したとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者が指定期日までに履行することとされている業務を履行することができないことが明らかであるとき。
- (2) 履行された業務に契約不適合がある場合においてその不適合を除去しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。
- (3) 受注者がこの契約に基づく債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に契約代金債権を譲渡したとき。
- (8) 受注者又はその代理人若しくは使用人が正当な理由がなく、発注者の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき又はその職務の執行を妨害したとき。
- (9) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条第2号の規定に違反したとき。
- (10) 第16条又は第17条の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (11) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は購入契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - チ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）

第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を行い、当該排除措置命令又は当該納付命令が確定したとき。

リ 受注者又は受注者の役員若しくは受注者の使用人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。以下同じ。）したとき。

(12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

ロ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第25条第7項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ハ 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

ニ この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。第25条第7項第2号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(13) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当すると判明したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第15条 第13条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（協議解除）

第16条 発注者は、必要があるときは、受注者と協議の上、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告による解除権）

第17条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、

その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第11条の規定により、発注者が履行を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が3月以上に及ぶとき、又は履行期間の3分の2以上に及ぶとき。
- (2) 第11条の規定により、発注者が契約内容を変更しようとする場合において、当初の契約金額の2分の1以下に減少することとなるとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第19条 第17条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(契約解除に伴う措置)

第20条 契約が解除された場合において、検査に合格した履行部分があるときは、発注者は当該履行完了部分に対する代金相当額を支払うものとする。

- 2 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品又は支給品等があるときは、遅滞なく発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品又は支給品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又はこれらに代えてその損害を賠償しなければならない。
- 3 受注者は、契約が解除された場合において、履行場所等に受注者が所有する材料、工具その他の物件があるときは、受注者は遅滞なく当該物件を撤去(発注者に返還する貸与品、支給品等については、発注者の指定する場所に搬出。以下本条において同じ。)するとともに、履行場所等を原状に復して発注者に明け渡さなければならない。
- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の原状回復を行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の原状回復を行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。
- 5 第2項及び第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第13条又は第14条の規定によるときは発注者が定め、第16条、第17条又は第18条の規定によるときは、発注者と受注者で協議して定めるものとする。

(発注者の損害賠償請求等)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 指定期日までに履行することとされている業務を完了することができないとき。
 - (2) 履行された業務に契約不適合があるとき。
 - (3) 第13条又は第14条の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 受注者がこの契約の履行にあたり第23条各号の規定に違反したとき。
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、契約金額(一部解除の場合は解除部分に相当する代金額)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第13条又は第14条の規定により、業務の完了前にこの契約が解除されたとき。

- (2) 業務の完了前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
- (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
- (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第1項各号又は第2項各号に定める場合（前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。
- 5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、契約金額から検査に合格した履行部分に相応する契約金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。
- 6 第2項の場合（第14条第8号、第12号及び第13号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。
- 7 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、第2項に規定する契約金額の10分の1に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第18条第13号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第2項又は第3項の規定の適用があるとき。
- (2) 第18条第13号ロに規定する納付命令若しくは排除措置命令又は第18条第13号ニに規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 第14条第13号ニに該当する場合であって、第14条第13号イに規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- 8 受注者が第2項及び第7項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 9 受注者は、契約の履行を理由として、第2項及び第7項の違約金を免れることができない。
- 10 第2項及び第7項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 11 受注者は、第14条第13号又は第7項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かにかかわらず、同条同項に規定する違約金を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。
- 12 前項の規定は、発注者の損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げない。

(受注者の損害賠償請求等)

第22条 受注者は、次の各号の一に該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第17条又は第18条の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、発注者が債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第10条第3項の規定による契約代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(個人情報の保護)

第23条 受注者は、この契約に係る個人情報の保護について、次の各号に掲げる事項に従わなければならない。

- (1) 受注者は個人情報の保護に留意し、この契約の履行に当たって知り得た個人情報について、漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止、並びに盗用の禁止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- (2) 受注者は、個人情報を目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受注者は、データ、プログラム等及びその関係資料の全部又は一部を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。
- (4) 受注者はこの契約による事務を処理するに当たって、発注者から提供された個人情報が記録された資料等（複写し、複製したものを含む）を、当該契約による事務の処理の終了後速やかに発注者に返還するものとする。
- (5) 発注者は、必要に応じて立入検査を実施することができる。立入検査の際には、受注者は発注者の求める関係資料を速やかに提示しなければならない。
- (6) 受注者は、この契約において個人情報を取扱う際に、事故が発生した場合には、速やかに発注者に報告を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(補則)

第24条 この契約書に定めるもののほか、長崎市契約規則（昭和39年長崎市規則第26号）の定めるところによるものとし、この規定及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約を証するために、本書2通を作成し、発注者と受注者が記名押印のうえそれぞれ1通を保管する。

令和 年 月 日

(発注者) 住 所 長崎市魚の町4番1号
名 称 長崎市
代表者 長崎市長 鈴木 史朗 印

(受注者) 住 所
名 称
代表者 印

(別表)

修繕別単価表(道路照明灯)

修繕No.	修繕種類	単位	予定数量	修繕別契約単価(税抜)	小計
1	自動点滅器取付 プラグイン式 3A/100V 本体	件	1		
2	自動点滅器取付 プラグイン式 6A/100V 本体	件	1		
3	自動点滅器取付 プラグイン式 3A/200V 本体	件	3		
4	自動点滅器取付 プラグイン式 6A/200V 本体	件	1		
5	自動点滅器取付 プラグイン式 3A/100V 受光部	件	2		
6	自動点滅器取付 プラグイン式 6A/100V 受光部	件	1		
7	自動点滅器取付 プラグイン式 3A/200V 受光部	件	2		
8	自動点滅器取付 プラグイン式 6A/200V 受光部	件	2		
9	自動点滅器取付 リード線式 3A/100V	件	10		
10	自動点滅器取付 リード線式 6A/100V	件	2		
11	自動点滅器取付 リード線式 3A/200V	件	3		
12	自動点滅器取付 リード線式 6A/200V	件	1		
13	自動点滅器撤去 プラグイン式 本体	件	6		
14	自動点滅器撤去 プラグイン式 受光部	件	7		
15	自動点滅器撤去 リード線式	件	16		
16	配線器具取付 ジョイントユニット ELCB	件	1		
17	配線器具取付 ジョイントユニット MCCB	件	3		
18	配線器具撤去	件	3		
19	モーガルソケット取付 E26	件	2		
20	モーガルソケット取付 E39	件	1		
21	モーガルソケット撤去 E26/E39	件	3		
22	LEDベースライト取付 20形相当 防湿・防雨 昼白色 直付型 SUS	件	1		
23	LEDベースライト取付 40形相当 防湿・防雨 昼白色 直付型 SUS	件	1		
24	LEDベースライト撤去 20形相当	件	1		
25	LEDベースライト撤去 40形相当	件	1		
26	LED照明器具取付 電球色 NH110W相当 作業車等含む	件	1		
27	LED照明器具取付 電球色 NH180W相当 作業車等含む	件	1		
28	LED照明器具取付 電球色 NH220W相当 作業車等含む	件	1		
29	LED照明器具取付 昼白色 HF200W相当 作業車等含む	件	2		
30	LED照明器具取付 昼白色 HF250W相当 作業車等含む	件	1		
31	LED照明器具取付 昼白色 HF300W相当 作業車等含む	件	2		
32	LED照明器具取付 昼白色 HF400W相当 作業車等含む	件	1		
33	LED照明器具再使用取付 作業車等含む	件	1		
34	LEDランプ取付 電球色 NH70W相当	件	1		
35	LEDランプ取付 電球色 NH110W相当	件	1		
36	LEDランプ取付 電球色 NH180W相当	件	2		
37	LEDランプ取付 昼白色 HF100W相当	件	1		
38	LEDランプ取付 昼白色 HF200W相当	件	2		
39	LEDランプ取付 昼白色 HF250W相当	件	1		
40	LEDランプ取付 昼白色 HF300W相当	件	2		
41	LED電源装置取付 NH70W/HF100W相当	件	2		
42	LED電源装置取付 HF200W相当	件	2		
43	LED電源装置取付 NH110W/HF250W相当	件	2		
44	LED電源装置取付 NH180W/HF300W相当	件	4		
45	LEDランプ再使用取付 NH70W~180W、HF100W~300W相当	件	1		
46	LEDランプ撤去 NH70W~180W、HF100W~300W相当	件	20		
47	LED電源装置再使用取付 NH70W~180W、HF100W~300W相当	件	1		
48	LED電源装置撤去 NH70W~180W、HF100W~300W相当	件	20		
49	道路照明灯撤去(照明器具・電柱共架アーム) 作業車等含む 照明器具のみにも適用	件	4		
50	道路照明灯撤去(照明器具・ポール) 作業車等含む 単独ポール式に適用	件	2		
51	電柱共架用金具使用	件	1		
52	配電盤内確認・調整 自動点滅器・タイマー・ブレーカー等	件	65		
53	故障先電話番号シール貼り 貼り替え含む	件	160		
54	架線・引込線・管内配線等の処理・復旧	件	2		
55	高所作業車使用	件	36		
56	移動費適用(ライトバン)	件	95		
57	移動費適用(高所作業車)	件	36		
58	その他単価表外の出勤	件	12		
59	時間外出勤(夜間・休日)	件	2		
60	道路照明灯周辺の樹木等の枝払い	件	2		
				計	